

I 沿 革

1. 工学会と土木学会

本会の創立は大正3年(1914)11月24日である。本会の半世紀の流れを述べる前にその前身ともいべき日本工学会の動きに目を向けてみる。わが国の工学に関する学会の母体となった工学会は明治12年(1879)の創立である。設立当初の工学会はわが国における工学のあらゆる分野を包含し会員数も年々増加し明治23年5月に、第1回大会を開催したときは1200名を数えるに至った。しかし時勢の進歩、工業の隆盛とともにそれぞれの専門分科別に独立していった。まず最初に明治18年(1885)日本鉱業会が独立、翌19年には造家学会(現日本建築学会)、21年には電気学会、さらに30年(1897)には造船協会と日本機械学会、31年には工業化学会および鉄道協会と相ついで設立されていった。

当時の工学系の専門を7科と見れば上記の6学会のほかに当然土木学会の存在を見なければならぬ。本学会が大正3年まで独立し得なかつたのは工学会において土木関係者が主流をなし、重要な地位を占めていたこと、鉄道協会の設立により相当数の土木技術者がここに参加していたこと、などが理由として考えられよう。

土木学会の設立は後の勧誘の手紙にもみられるように当時の工学界の動きを考えた場合むしろ遅すぎたということができよう。

本会の独立後数年にして工学会はその組織を大幅に変更し、大正11年には個人会員制を廃止して、本会をはじめ、日本鉱業会、日本鉄鋼協会、建築学会、電気学会、火兵学会、煖房冷蔵協会、工業化学会、電信電話学会、機械学会、照明学会の関連12学会の法人もしくは代表者をもって組織されるようになり、その後会員数もかなり増えたが(昭和50年度現在、55学協会)、その当時の形態を維持しながら今日におよんでいる。

2. 土木学会の創立

土木学会設立の機運が熟したのは大正3年3月30日、土木学会創立の件につき協議をするため古市公威氏から石黒五十二氏外28氏に書面を発送し、うち17名が4月6日、当時東京市京橋区山城町の工学会へ参集して第1回の協議会を開催したときに始まる。

この日、古市公威氏より土木学会設立の趣旨が述べられ、万場一致をもって学会設立の有志者になることを快諾したので、まず大体の方針を協議し、つづいて土木学会設立趣意書および学会定款ならびに同規則の草案を起草するため、岡田竹五郎氏、吉村長策氏、日下部弁二郎氏、古市公威氏、近藤虎五郎氏、近藤仙太郎氏、広井勇氏を特別委員にあげた。特別委員は日をあらためて4月12、17、22日および26日の4回にわたり会合を開き、慎重に研究討議を重ねて草案を作成し、これを5月5日の設立有志者会合に提出した。

この会合には19名が出席し、まず定款を議題に上げ各条項を十分に審議し、草案に修正を加え深夜になってその全部を議了した。さらに5月17日参加者21名を得て再度設立有志者会合を開き、規則および趣意書その他の案件を討議のうえ議了し、なお、下記の方々に対し、この際発起人となって頂きたい旨を勧誘することに決定した。

1. 東京・京都大学土木工学科明治40年以前の卒業生
2. 元札幌農学校土木工学科卒業生
3. 熊本高等工業学校土木工学科卒業生
4. 以上のほか土木学界に顕著なる人

以上で発起人総会に提出すべき案件が全くととのつたので5月29日より同31日にわたり前記の決議にもとづいて、土木工学専門家600余名にあてて次のような創立趣意書と定款および規則の案を添えて発送した。

× × ×

拜啓 益々御清榮奉大賀候陳者今般同志相謀り別紙趣意書ノ如ク新ニ土木学会ヲ設立致度候ニ付キ其發起人タルコトヲ御承諾相成候様致度存候尤モ現ニ工学会ノ存在候今日更ニ土木学会ヲ設クルハ如何トノ御説モ可有之ト存候得共御承知ノ如ク同会ハ其目的トスルコト工学会般ヲ網羅スルモノニ候ハ一ハ一学科専攻ノ機関トシテハ不適當ナルモノニ有之且ツ工学会ニ於テモ目下其組織ヲ変更シテ通俗的ノモノトラシメントスルノ議アリ旁々以テ土木学会ノ新設ハ刻下適切ノ時期ニシテ寧ろ其設立ノ晩カリシテ感スル次第ニ有之候間此際奮テ御贊同被下度此段貴意ヲ得候

追テ本会創立總會ニ於テ決定スヘキ本会定款及規則ハ先般來討議ヲ重ネ別紙記載ノ通り立案候ニ付右ニ對シ御意見有之候ハ本會前ニ於テ取纏メ度俟間本月20日迄ニ御申越被下度候

大正3年6月1日

有志者總代

石 黒 五十二 沖 野 忠 雄 大 屋 権 平
野 村 龍太郎 古 市 公 威 平 井 晴二郎
仙 石 貢

土木学会設立趣意書

泰西諸國ノ工學界ヲ觀ルニ各専門家ハ競フテ斯學ノ研鑽ニ從事シ致々トシテ倦マズ各自研究実験ノ成績ヲ発表討議スルノ機関トシテハ則チ学会ヲ興シ刊行物ヲ頒布シ恒ニ斯學ノ進歩發展ヲ怠ラサルヲ期ス斯學現時ノ隆盛ヲ致セル蓋シ偶然ニアサルナリ而シテ我國ニ於テモ現ニ機械、電氣、建築等ノ如キ既ニ各専門ノ学会ヲ設立シ研鑽ヲ怠ラサルハ我工業界ノ為メ賀ス可キナリ然ルニ吾人専攻ノ土木学科ニ至リテハ學界其人ニ乏シカラズ事業亦尠ナラサルニ抱ハラズ今日ニ至ルマテ未タ土木学会ノ設立ヲ見ルヲ得サリシハ誠ニ遺憾ノ極ニシテ亦工學界ノ一大欠点ナラストセス仍テ吾人茲ニ土木学会ヲ設立シ會誌ヲ刊行シ研究討議ノ途ヲ開キ汎ク意見ヲ交換シ以テ土木工學ノ進歩及土木事業ノ發達ニ資セン事ヲ期ス

土木学会定款案

總 則

- 第 1 条 本会ハ土木工學ノ進歩及ヒ土木事業ノ發達ヲ図ルヲ以テ目的トス
- 第 2 条 本会ハ土木学会ト稱シ事務所ヲ東京市京橋區山城町15番地ニ置ク
事務所ノ位置ノ変更ハ東京市内ニ於テスル場合ニ限り役員會之ヲ為スコトヲ得
- 第 3 条 本会ハ地方ニ支會ヲ設クルコトヲ得
- 會 員
- 第 4 条 次ノ資格ノ一ヲ有スル者ハ土木学会規則ニ定ムル所ニ依リ會員タルコトヲ得
1. 工學専門ノ高等教育ヲ受ケ其程度ニ依リ5箇年乃至10箇年以上其業務ニ從事シタル者
 2. 土木工事設計ノ技能ヲ有シ5箇年以上重要ナル工事ヲ担任シタル者
- 第 5 条 本会ニ賛助員准員及ヒ學生員ヲ置クコトヲ得其資格及ヒ權利義務ハ土木学会規則ニ於テ之ヲ定ム
- 第 6 条 會員ニシテ本定款若ハ土木学会規則ニ違背シ又ハ本会ノ名譽ヲ汚スノ行為アリト認メラレタル者アルトキハ本会ハ役

員會ノ議決ヲ經テ之ヲ除名スルコトヲ得

會 費

第 7 条 會員ハ土木学会規則ニ定ムル所ニ依リ會費ヲ負擔ス

役 員

第 8 条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

1. 會 長 1 名
2. 副 會 長 2 名
3. 常 議 員

常議員ノ數ハ土木学会規則ニ於テ之ヲ定ム

第 9 条 本会ノ理事ハ3名トシ會長及ヒ副會長ヲ以テ之ニ充ツ

第 10 条 役員ハ總會ニ於テ東京市及ヒ其付近ニ在任會員中ヨリ帝國在任會員ノ投票ニ依リ之ヲ選舉ス

同數ノ投票ヲ得タル者2人以上アリテ定員ヲ超過スルトキハ年長者ヲ當選トス

第 11 条 會長ノ任期ハ1箇年トシ重任スルコトヲ得ス

副會長及ヒ常議員ノ任期ハ2箇年トシ毎年其半數ヲ改選ス
重任スルコトヲ得ス

第 12 条 役員ニ臨時欠員ヲ生シタルトキハ役員會ニ於テ之ヲ補選スルコトヲ得

補選セラレタル役員ハ前任者ノ殘期間在職スルモノトス

第 13 条 役員會ハ會長副會長常議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第 14 条 本定款及ヒ法律ニ於テ特ニ總會ノ權限ニ屬センメル事務ハ總會役員會ノ議決ヲ經テ理事之ヲ処理ス

會 計

第 15 条 本会ノ經費ハ會費寄付金其他ノ收入ヲ以テ支弁ス

會 合

第 16 条 本会ハ毎年1回總會ヲ開キ事業及ヒ決算ノ報告ヲ為スヘシ

第 17 条 本会ハ土木学会規則ニ臨時總會ヲ開クコトヲ得

第 18 条 總會ハ役員會ノ議決ヲ經テ理事之ヲ招集ス

第 19 条 總會ニ於テ出席員4分ノ3以上ノ同意アルトキハ第22条ノ場合ヲ除クノ外予メ通知セザリシ事項ニ就キ決議ヲ為スコトヲ得

第 20 条 會員ハ自ら会場ニ出席スルニ非サレハ會議ニ与カリ又ハ表決ヲ為スコトヲ得ス

但シ第10条ノ役員選舉ニ関シテハ投票ヲ送付スルコトヲ得

雜 則

第 21 条 本定款ノ施行ニ必要ナル事項ハ土木学会規則ヲ以テ之ヲ規定ス

土木学会規則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第 22 条 總會ニ於テ全會員5分ノ1以上出席シ其4分ノ3以上ノ同意アルトキハ本定款ヲ改正スルコトヲ得

改正案ハ總會招集ノ日ヨリ少クモ15日以前ニ之ヲ會員ニ通知スルコトヲ要ス

附 則

第1回ニ選舉セラレタル會長並ニ抽籤ヲ以テ定メタル副會長及常議員ノ各半數ノ任期ハ大正5年1月ノ總會マテシ
副會長及常議員ノ殘半數ノ任期ハ大正6年1月ノ總會マテトス

土木学会規則案

- 第1条 会員タラント欲スル者ハ会員2名以上ノ紹介ヲ以テ入会希望書ヲ会長ニ差出スヘシ
前項ノ希望者アリタルトキハ会長ハ之ヲ役員会ノ議ニ附シ入会ノ可否ヲ定ム
- 第2条 入会ノ承認ヲ得タル者ハ入会金10円ヲ納付スヘシ
前項ノ入会金ヲ受領シタルトキハ入会者ノ姓名ヲ会員名簿ニ登録ス
- 第3条 退会セント欲スル者ハ其旨ヲ会長ニ申出ヘシ
- 第4条 本会ノ趣旨ヲ賛成シテ一時ニ金200円以上ハ之ニ相当スル物件ヲ寄附スル者ヲ賛助員トス
- 第5条 賛助員タラント欲スル者ハ会員1名以上ノ紹介ヲ以テ金額又ハ物件寄附ノ申込書ヲ会長ニ差出スヘシ
寄附ノ金員又ハ物件ヲ受領シタルトキハ寄附者ノ姓名ヲ賛助員名簿ニ登録ス
- 第6条 次ノ資格ノ1ヲ有スル者ハ准員タルコトヲ得
1. 工学専門ノ高等教育ヲ受ケタル者
2. 工学ノ知識ヲ有シ3箇年以上土木工事ニ従事シタル者
- 第7条 准員タラント欲スル者ハ会員2名以上ノ紹介ヲ以テ入会希望書ヲ会長ニ差出スヘシ
入会ノ承認ヲ得タル者ハ入会金5円ヲ納付スヘシ
前項ノ入会金ヲ受領シタルトキハ入会者ノ姓名ヲ准員名簿ニ登録ス
- 第8条 工学ニ志アル者ハ年令満30才ニ達スルマテ学生員タルコトヲ得
- 第9条 学生員タラント欲スル者ハ会員若ハ准員1名以上ノ紹介ヲ以テ入会希望書ヲ会長ニ差出スヘシ
入会ヲ承認シタルトキハ其姓名ヲ学生員名簿ニ登録ス
- 第10条 賛助員准員及ヒ学生員ハ会務ノ議定ヲ除クノ外会員ノ権利ヲ享有ス
- 第11条 会員ノ会費ハ年額金12円トシ毎年2月, 6月, 10月ノ三度ニ分納スヘシ
新ニ入会シタル者ハ月割ヲ以テ会費ヲ納付スヘシ
一時ニ金100円ヲ納付シタル者ハ以後会費ノ負担ヲ要セス
- 第12条 会員6箇月以上会費ノ納付ヲ怠リタルトキハ会長ハ役員会ノ議ヲ經テ会員タル特權ノ行使ヲ停止スルコトヲ得
怠納2箇年ニ及フ者ハ定款第6条ニ依リ之ヲ処分スヘシ
- 第13条 退会其他ノ事由ニ依リテ会員ノ資格ヲ失ヒタル者ハ既ニ納付シタル会費ノ返還ヲ求メルコトヲ得ス又本会ニ対シテ負付タル債務ハ之ヲ弁償スヘシ
- 第14条 准員ノ会費ハ年額金6円トシ毎年2月, 6月, 10月, ノ三度ニ分納スヘシ
一時ニ金50円ヲ納付シタル者ハ以後会費ノ負担ヲ要セス
- 第15条 前条第2項ノ准員カ会員ニ転シタルトキハ其会費ハ年額金6円トシ転シタル時ヨリ月割ヲ以テ之ヲ納入スヘシ
前項ノ会員カ更ニ一時ニ金50円ヲ納付シタル時ハ以後会費ノ負担ヲ要セス
- 第16条 学生員ノ会費ハ年額金3円トシ毎年2月, 6月, 10月, ノ三度ニ分納スヘシ

但月割ヲ以テ毎月納付スルヲ妨ケス

- 第17条 会長ハ本会ノ事務ヲ総理シ総会及ヒ役員会ノ議長トナル
副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス
- 第18条 定款第8条ノ常議員ノ定員ハ8名トス
- 第19条 本会ニ次ノ職員ヲ置ク
1. 主 事 2 名
2. 編集委員 5 名
- 第20条 主事ハ庶務, 會計及ヒ会誌刊行ノ事務ヲ掌ル
- 第21条 編集委員ハ会誌原稿選定ノ事務ヲ掌ル
- 第22条 役員及ヒ職員ハ総テ名譽職トス
- 第23条 職員ハ役員会ニ於テ会員中ヨリ推選セラレタル者ニシテ其任期ハ1箇年トス
但シ再選セララルコトヲ得
- 第24条 会長ハ有給事務員若干名ヲ任用スルコトヲ得
- 第25条 会長ハ毎年11月ニ於テ前年1月ヨリ12月ニ至ル1箇年取支予算ヲ調整シ役員会ノ承認ヲ經ヘシ
- 第26条 会長ハ毎年1月ニ於テ前年中ノ取支決算財産債権及ヒ債務ノ状況ヲ調査シ役員会ノ承認ヲ經テ同月ノ総会ニ報告スヘシ
- 第27条 予算費目内ノ支出ハ会長之ヲ専行スルコトヲ得
予算費目ノ流用ハ役員会ノ議決ヲ經ルヲ要ス
- 第28条 会長ハ常用雑費ノ支払ノ為メ役員会ノ定ムル所ニ依リ主任者ニ現金前渡ヲ為スコトヲ得
- 第29条 総会ハ毎年1月之ヲ開ク
総会ニ於テハ会長講演ヲ為ス
- 第30条 臨時総会ハ役員会カ必要ト認ムルトキ又ハ全会員10分ノ1以上ノ請求アルトキ之ヲ開ク
- 第31条 役員会ハ役員半数以上出席スルニ非サレハ議決ヲ為スコトヲ得ス
- 第32条 総会及ヒ役員会ノ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス
- 第33条 本会ハ毎年3回以上講演会ヲ開キ毎年6回以上会誌ヲ発行ス
- 第34条 本会ハ土木工学又ハ土木事業ニ就テ特ニ功勞アル者ニ対シ役員会ノ議決ヲ經テ之ヲ旌表スルコトアルヘシ
- 第35条 定款第6条並本則第1条第2項及ヒ第3条ノ規定ハ賛助員, 准員及ヒ学生員ニ本則第11条第2項第12条及第13条ノ規定ハ准員及ヒ学生員ニ之ヲ準用ス
- 第36条 支会ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム
- 第37条 総会ニ於テ全会員10分ノ1以上出席シ其4分ノ3以上ノ同意アルトキハ本規則ヲ改正スルコトヲ得
但シ改正案ハ総会招集ノ日ヨリ少クモ15日以前ニ之ヲ会員ニ通知スルコトヲ要ス
- 附 助
第1回ノ職員ノ任期ハ大正5年1月マテトス
× × ×

この勧誘に対して発起人になることを承認した方々は380余名であった。そこで創立総会開催に処する各種の案件を協議するため大正5年6月21日設立有志者の会合を開き14名の出席を得、次のことが協議された。

1. 本会設立の認可をうるに必要な手段を採ること

2. 上記の都合により創立総会の期日を定むること
3. 創立総会の場所及び形式等は委員に一任すること
4. 発起人の寄付金は随意とすること

大正3年8月10日、各発起人に対して有志者総代石黒五十二氏外6名の名義をもって発起人総会開催の通知が送られ、大正3年9月15日京橋区築地精養軒において発起人総会を開催した。この日は古市公威氏が座長となり、定款および規則案作成の経緯について説明があり、いずれも原案どおり可決した。ついで役員を選挙を行ない投票総数128をもって開票の結果次の諸氏が当選した。

会 長	古 市 公 威		
副会長	沖野 忠雄	副会長	野村 龍太郎
常議員	古川阪次郎	常議員	中山 秀三郎
同	白石 直治	同	日下部麟二郎
同	仙石 貢	同	近藤 虎五郎
同	石黒五十二	同	広 井 勇

これらの役員は9月22日に役員会を開き、次の職員（現在の委員）を推せんしている。当時の職員は編集関係者が占めていたことは第1巻第1号の刊行を間近にひかえて早急に土木学会誌の刊行の準備にとりかかったためと思われる。

主 事	名井 九介	主 事	生野 団六
編集委員長	柴田 睦作		
編集委員	宮川 清	編集委員	岡野 昇
同	吉村 恵吉	同	直木倫太郎

当時、これらの関係者はさわめてひんばんに会合を重ね着々と土木学会の基礎固めに努力したことがうかがわれる。9月30日、古市市長、沖野・野村両副会長ら3人の連名をもって東京府知事を経由して文部大臣あて法人設立を願ひ出、同11月24日付をもって文部大臣から社団法人土木学会設立の件が許可され12月9日東京区裁判所において法人設立登記をすませ、ここに正式に土木学会の創立を見たわけである。土木学会創立の機運が熟した3月以来8カ月の短期間で社団法人土木学会が誕生した際には古市初代会長をはじめ関係者のなみなみならぬ努力があった。この間の動きについては土木学会誌第1巻第1号に詳細に記述されている。

3. 創立後の経過

本学会は大正3年11月24日付をもって文部大臣から設立の許可を受けて以来60年経過した。

本学会創立時の定款第1条に「本会は、土木工学の進歩および土木事業の発達を図るをもって目的とす」と記

述され、後に「本会は、土木工学の進歩および土木事業の発達を図りもって學術文化の進展に寄与することを目的とする」と改正されているように、創立以来常に社会情勢にかんがみ、この目的に向って進んできた。

創立まもない大正4年2月には、記念すべき土木学会誌第1巻第1号が刊行されたのをはじめ、今日までに数多くの出版物が発行されている。

創立当初の精神を受けつぎ幾多の困難に遭遇しながらも土木技術者のための学会として、あるときは社会の要望に即応し、また、あるときは、社会に働きかけるなどして、いまでは、国内はもとより外国においてもその評価は絶大なものにまで成長してきた。

会員も当初は、443名であったものが、昭和49年11月現在27,864名に増え、年々増加の傾向にある。また、隣関誌である土木学会誌も創立当時は隔月であったものが、昭和4年1月（第15巻第1号）から月刊となり、47年度からは毎年4月に臨時増刊号を発行し、内容の充実を図り多くの会員の期待にこたえて改善を重ねている。このほか、29年4月から論文集が定期的に刊行され、37年4月から月刊となり、44年1月から名称も論文報告集と変更した。その他、後述するように定期、不定期に委員会等の研究成果をはじめ数多くの出版物が発行されている。

一方、土木工学、土木技術も時代の発展に即応して、発展してきたのである。とくに1960年から1970年代にかけての経済の急速な発展に伴い、土木工学、土木技術も飛躍的な発展をとげ、基礎研究の充実はもとより、専門分野の細分化の傾向とともに、本学会も、他分野との連携を密にしてきた。

これらの、土木工学、土木技術の進歩、発展を推進するため、學術技術を専門とする委員会、事業・運営を専門とする委員会、対外的なものを専門とする委員会等の常置委員会の他、必要に応じ各種懇談会、委託研究委員会を設置し、その研究成果を示方書をはじめとして各種の出版物として刊行し、講演会、シンポジウム、講習会、研究発表会などを開催して広く会員に普及させ、土木工学の発展に貢献してきた。

また、関連他分野との協力、海外との交流、国際会議への積極的な参加など行ってきた。

これらの経費をまかなうために、会員の増加をはじめ、出版物・広告などによる収入の増大をはかりもって健全な財政を維持するよう努力している。

また、地方在往の会員に対するサービスの向上を図り、本部と緊密な連携を保つため各地区ごとに支部を設置し、地方会員の技術的活動の助成、援助、各種行事を通じ会

員の啓発につとめている。

参考：英国土木学会（The Institution of Civil Engineers）は1818年2月，米国土木学会（American Society of Civil Engineers）は1852年9月にそれぞれ創立されており，全員数は1974年末現在で前者が4万6500名，後者が6万9700名である。

土木学会沿革

- 大 3. 9 土木学会設立発起人総会
- 〃 3. 11 文部省から社団法人土木学会設立の許可あり
- 〃 3. 12 東京区裁判所に法人設立登記をなす
- 〃 4. 1 第1回総会を開催（東京）
- 〃 4. 2 土木学会誌第1巻第1号刊行
- 昭 2. 12 関西支部を大阪市に設置
- 〃 12. 6 東北支部を仙台市に設置
- 〃 12. 10 北海道支部を札幌市に設置
- 〃 13. 5 中部支部を名古屋市に設置
- 〃 13. 7 西部支部を福岡市に設置
- 〃 14. 9 朝鮮支部を京城府に設置，昭20.8終戦とともに解消
- 〃 14. 10 創立25周年記念大会（帝国鉄道協会大講堂）
- 〃 15. 9 満州土木学会設置，昭20.8終戦とともに解消
- 〃 16. 6 華北支部を北京に設置，昭20.8終戦とともに解消
- 〃 16. 8 中国四国支部を広島市に設置
- 〃 18. 6 台湾支部を台北市に設置，昭20.8終戦とともに解消
- 〃 29. 4 論文集を定期的に刊行
- 〃 29. 10 創立40周年記念式典を挙行（虎の門共済会館）
- 〃 37. 9 論文集月刊となる
- 〃 39. 4 関東支部を東京都に設置
- 〃 39. 11 創立50周年記念式典を挙行（東京文化会館小ホール）
- 〃 39. 12 土木学会土木図書館竣工
- 〃 39. 12 土木学会旧館改造

4. 事務所

本会の事務所は創立当時は東京市京橋区山城町15番



土木学会事務所正面

地の工学会事務所に置かれた。その後次のような変せんを経て現在は昭和29年の創立40周年記念に建設された独立の建物に32年3月に移転した。創立50周年記念事業として土木図書館が建設され，現事務所の一部改装が行なわれ，現在に至っている。

事務所の変せん

- 大正3年11月 東京市京橋区山城町15番地
工学会事務所に置く。
- 大正5年3月1日 東京市麴町区有楽町1丁目1番地
帝国鉄道協会内に移る。
- 昭和2年4月22日 東京市麴町区永楽町1丁目1番地
丸ビル内に移る。
- 昭和3年7月25日 東京市麴町区八洲町1丁目1番地
時事ビルに移る。
- 昭和6年8月2日 東京市麴町区丸ノ内1丁目6番地ノ1
海上ビルに移る。
- 昭和9年7月29日 東京市麴町区丸ノ内3丁目6番地
ユニオン館に移転。
- 昭和18年 戦時中一時三軒茶屋に疎開し，戦後ユニオン館に復帰したが間もなく連合軍の接収により明渡し。
- 昭和21年6月15日 東京都京橋区新川2の12
鹿島建設物の1，2階を無料借用。
- 昭和23年 当時の副会長の尽力により鉄道博物館跡であった千代田区大手町2の4の国鉄用地を借用し建設に着手。
- 昭和24年4月13日 東京都千代田区大手町2の4に移転。
- 昭和26年12月 国鉄高架線の増設にともない増借の上増築し事務室を拡張。
- 昭和32年3月31日 東京都新宿区四谷一丁目現在地に移転。
- 昭和39年12月 創立50周年を記念して土木図書館を創設

5. 土木会館および土木図書館

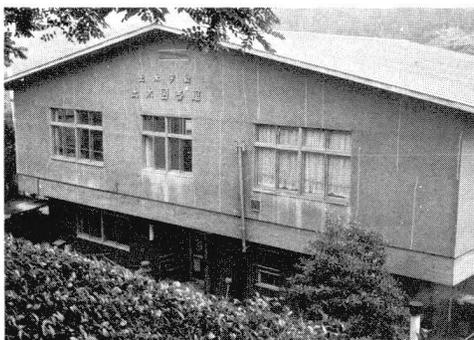
土木学会は大正3年創立以来事務所を転々として移動していたが、昭和29年11月創立40周年を迎えるにあたり、永久的な土木会館を建設することを計画、金子源一郎氏を委員長に委嘱して、まず敷地の選定に入った。その後数度にわたる委員会において検討されたが敷地の決定をみるに至らず、一時は10年計画で創立50周年までに実現できればといったこともあったが、昭和30年4月の第5回委員会において、国鉄の好意により現在の四谷駅付近の国鉄の用地を払下げられることを前提にして一時使用することに決定し、昭和32年2月末に完成し、昭和32年5月現在の四谷に移転したのである。

また、昭和39年11月をもって、創立50周年を迎えるにあたり、その記念事業の一環として土木会館を建設することになった(会館建設委員会委員長 金子源一郎氏)。

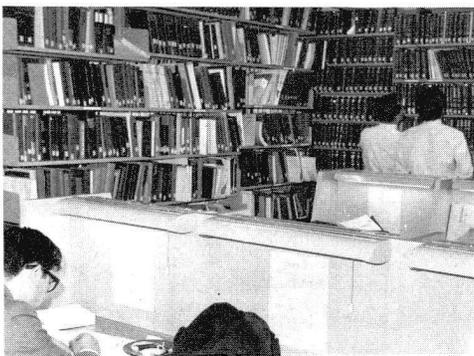
昭和37年9月第1回委員会が開かれ、現在の土木学会の所在地に鉄筋コンクリートの会館を建設する計画であったが、計画を進めていくうちに、この土地が公園緑地に指定されていて、永久構造物はもちろん、事務所等

の建築物は許されないことがわかった。その後東京都とたびたび折衝したが会館の建設は断念せざるを得ない状態であったが、図書館なら、それも永久建築物でなければ許されるということがわかった。そこで土木学会としても図書館の必要性を認めていたので会館建設に変えて図書館を建設することになり、史蹟「江戸城外濠跡」の現状変更や都市計画関係の許可を得て、昭和39年6月着工、同年12月完成をみたものである。

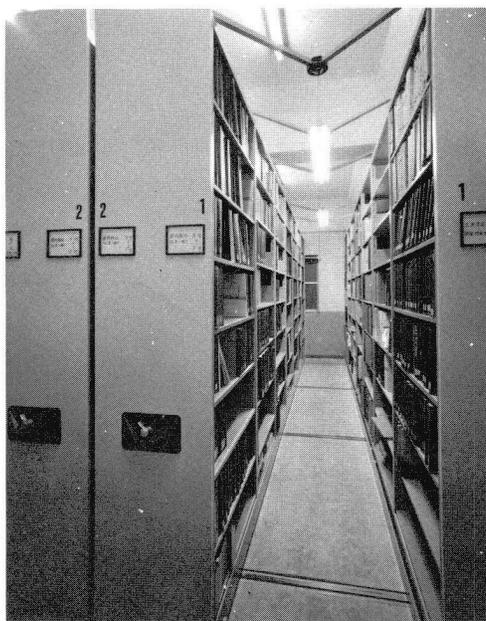
項目	本館	別館
名称	土木会館	土木図書館
設計	建設省関東地方建設局 角田 栄	建設省東京第2営繕工 事事務所 高橋 伝
施工 構造	高野建設(株) 鉄骨造平家建	鉄建建設(株) コンクリートブロック、 鉄骨造2階建
延面積		
1階	440.7 m ²	298.0 m ²
2階	——	336.0 m ²
完成日	昭和32年2月	昭和39年12月



土木図書館



土木図書館閲覧室



土木図書館書庫の電動書架